

前橋協立病院 指定介護予防通所リハビリテーションセンター 未来 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 群馬中央医療生活協同組合（以下「事業者」という。）が開設する前橋協立病院指定介護予防通所リハビリテーションセンター未来（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士（以下「従業者」という。）が、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要支援状態にある高齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 前橋協立病院 通所リハビリテーションセンター 未来
- 二 所在地 前橋市朝倉町828番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 医師 2名
医師は要支援者の全身状況を把握し、必要な指示を行う。
- 二 リハビリテーション専門職
理学療法士等 6名（常勤）
理学療法士等は、指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までの間は除く。なお、2019年4月30日～5月2日の間は営業日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時までとする。
- 三 サービス提供時間
午前（1単位目）午前 8時45分～午後12時15分までとする。
午後（2単位目）午後13時15分～午後16時45分までとする。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は、

- 午前（1単位目）40名とする。
- 午後（2単位目）40名とする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練（リハビリテーション）
- 二 生活指導（相談援助等）
- 三 健康チェック
- 四 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるもの、及び機能訓練を提供する上で必要とする材料に係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當であると認められるものについては、その実費。この場合は、事前に利用者又は家族にその内容をご説明し、同意を頂くこととする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、伊勢崎市、玉村町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、従業者の同意を得ること。
- 三 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するとともに、非常災害に備え定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行ふ。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第13条 管理者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 繼続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は群馬通中央医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止に関する指針について)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、虐待防止の指針を定め、次の措置を講ずるものとする。

1. 高齢者虐待の基本的な考え方のまとめ
2. 高齢者虐待防止のための指針の策定
3. 高齢者虐待防止検討委員会の設置と内容について
4. 高齢者虐待防止のために職員研修の実施と担当者の決定
5. 高齢者虐待等が発生した際の相談・報告について
6. 高齢者虐待等が発生した際の対応方法について
7. 高齢者虐待に関する苦情相談体制の整備
8. その他、高齢者虐待防止に関する事項

(感染症の予防、発生時の対応に関する事項)

第17条 事業所は、感染症の予防と発生時の対応のために、以下のような感染対策基準を定め、感染症対策を実施することとする。

1. 感染対策に関する指針策定の目的について
2. 事業所の感染対策の基本的な考え方

3. 事業所内感染対策に関する権限と責任
4. 事業所内感染に対する職員研修の指針
5. 感染症発生状況の報告の基本方針
6. 事業所内感染予防の基本方針
7. 事業所内感染症発生時の対応に関する基本方針
8. その他、感染症に関する事項について

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日改訂。

この規程は、平成20年8月1日改訂。

この規程は、平成20年11月1日改訂。

この規程は、平成21年4月1日改訂。

この規程は、平成21年12月1日改訂。

この規程は、平成24年1月4日改訂。

この規定は、平成27年3月31日改訂。

この規定は、平成27年7月31日改訂。

この規定は、平成29年2月28日改訂。

この規定は、平成31年4月1日改訂。

この規定は、令和6年4月1日改訂。